

学校生活のきまり（令和6年改訂）

1. 服装について

(1) 男女とも標準服を着用する。

【夏服】 白のYシャツ、白または紺のポロシャツ（無地） + スラックスまたはスカート

【冬服】 白のYシャツ、ブレザー + スラックスまたはスカート

(2) 気候や気温等を各自で判断し、夏服または冬服を着用する。

ただし朝礼、儀式的行事、登下校などの際は、ブレザーを着用する。（冬季期間）

夏季 5月1日～10月31日

冬季 11月1日～4月30日

(3) 防寒用としてベスト・セーター・黒タイツを着用してもよい。

(4) 登下校時、コート・マフラー・手袋などの防寒具を着用してもよい。（冬季期間）ただし、派手ではないものとします。

(5) 転入生の場合は、前校の標準服を許可することもあるが、事情が許すかぎり早目に本校の標準服にきりかえる。

2. 頭髪について

(1) 保健、安全、活動、外見面などを考えて中学生らしい清潔な頭髪にする。

(2) 脱色、染色、着色、パーマ、特別な型のセットは禁止とする。

3. 登校・下校について

(1) 8：25までに登校する。着席していな場合は、遅刻になる。

(2) 下校時間を守り、通学路を通りすみやかに帰宅する。

(3) 事情により再登校するときは、標準服、指定の体育着、部活のジャージにする。

(4) 自転車通学、自転車での再登校は原則として認めない。

4. 安全について

(1) 登校したら、下校するまで許可なしに校外へでない。

(2) 上ばきは正しくはき、かかとをつぶさない。

(3) 非常ドア、非常階段、非常ベルなどに手を触れてはいけません。非常時以外は使用禁止とします。

5. 生活全般について

(1) 学用品、および指示された金銭以外はもってこない。

(2) 他のクラスへ無断出入りはしない。また、他の学年の廊下には原則行かない。

(3) 傘や上下足、部活動で使用する靴は、必ず指定された場所に置く。

(4) 昼休みの体育館は、許可がない限り使用しない。

(5) 給食当番は手ぎわよく実行し、必ず白衣と帽子を着用する。

(6) 給食配膳はすみやかに実行し、給食終了のチャイムがなるまでは、教室外へ出ない。

(7) 保護者から連絡がある場合は、必要に応じて生徒手帳を使用し、担任の先生に届け出る。

6. その他

細部については、“私達の約束”を守るようにする。